

記入例②退職 (一括徴収)

※この届出書が不足しましたら複写してご使用ください。

給与所得者異動届出書 にかかると支給報告 別徴 給与

受付印

令和 年 月 日 (あて先) 徳島市長		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		特別徴収義務者番号 6612345					
給与支払者 (特別徴収義務者)		名称(氏名) 〇〇商事株式会社 四国一郎		担当者氏名 四国 昭子					
		所在地(住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 徳島市徳島町〇丁目〇番地		この届に関する連絡先 ※必ず記載してください。 電話番号 088-622-xxxx					
給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払予定額(支払予定額)
フリガナ	トクシマ タロウ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)					
氏名	徳島太郎	宛名番号	0005	円	6月から10月まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 退職(普E) <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職(□育休) <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. その他(普A~D) <input type="checkbox"/> 普A 2名以下 <input type="checkbox"/> 普B 他で特徴 <input type="checkbox"/> 普C 少額 <input type="checkbox"/> 普D 不定期	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 →下段②をご記入ください <input checked="" type="checkbox"/> 2. 一括徴収 (事務所が徴収して納付) →下段①をご記入ください <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (納税者本人が納付)	円	円
生年月日	明・大(昭)・平 50年 1月 11日生	円	円	円	円			円	円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	120,000	50,000	70,000	・			1,800,000	2,000,000
1月1日現在の住所	徳島市 八万町内浜〇番地の〇							控除社会保険料額	勤続年数
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所 同上							円	年
						200,000	15		

①給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			備考	市記入欄	※ 退職者の未徴収税額については、一括徴収の方法にご協力ください。 令和 年1月1日より前に退職する方でも、退職後日本国外へ出国する方についてはなるべく一括徴収をお願いします。一括徴収ができない場合は、出国前に市民税課へご相談ください。
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)			
① 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(10月21日申出)	10・29	70,000 円	70,000 円	一括徴収した税額は10月分(11月1日納期限)で納入します		
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円				
	・	円				

②新しい勤務先にて特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記入してください。 ※必ず継続先に開始月、税額等の連絡をしてください。連絡ないことが判明した場合は特別徴収の継続はできません。

右記の新勤務先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	(フリガナ) 名称	特別徴収義務者 指定番号
		(フリガナ) 所在地	連絡先の 電話番号

※ 届出書は徳島市ホームページからもダウンロードできます。 [<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/> →くらし・手続き→税金→個人の市・県民税→市・県民税の各種様式(特別徴収)]

記入注意

1 一括徴収義務者
特別徴収義務者は、給与所得者が翌年1月1日から4月30日までの間に退職等によって給与の支払を受けなくなつた場合で、その給与所得者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与または退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超えるときは、未納分の月割額をその給与または退職手当等から本人からの申出に基づくことなく一括徴収しなければならないものとされています。

2 「宛名番号」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。

3 「徴収予定月日」の欄には、給与の支払を受けないこととなる日(同日後に「一括徴収の申出があったときは、その申出の日から5月31日までの間に支払を受けなければならない給与または退職手当等を受けるべき給与または退職手当等の支払予定月日)を記入してください。

4 「徴収予定額」の欄には、給与の支払を受けないこととなる日または一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けなければならない給与または退職手当等の額を記入してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与または退職手当等の合計額とその給与または退職手当等のそれぞれの額との割合によってあん分した額を記入してください。